告示

○内閣府告示第五十号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五条第一項の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第百十七号（内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月一日　内閣総理大臣　安倍　晋三

別表北方対策本部の項の次に次のように加える。

子ども・子育て本部	子ども・子育て本部長

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○内閣府告示第五十一号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十六条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十二条第一項の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第三十一号（内閣総理大臣の所掌に係る行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部について委任した件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月一日　内閣総理大臣　安倍　晋三

別表北方対策本部の項の次に次のように加える。

子ども・子育て本部	子ども・子育て本部長

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○内閣府告示第五十二号

災害対策基本法第二条第四号の規定により内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関の件（平成十二年総理府告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月一日　内閣総理大臣　安倍　晋三

「財務局　水戸原子力事務所」を「財務局」に、「地方航空局」を「地方航空局　地方測量部及び沖縄支所」に改める。

○内閣府告示第五十三号

災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件（昭和三十七年八月六日総理府告示第二十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月一日　内閣総理大臣　安倍　晋三

「独立行政法人防災科学技術研究所　独立行政法人放射線医学総合研究所　独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人防災科学技術研究所　国立研究開発法人放射線医学総合研究所　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構　独立行政法人森林総合研究所　独立行政法人水産総合研究センター　独立行政法人土木研究所　独立行政法人建築研究所　独立行政法人海上技術安全研究所　独立行政法人港湾空港技術研究所」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構　国立研究開発法人森林総合研究所　国立研究開発法人水産総合研究センター　国立研究開発法人土木研究所　国立研究開発法人建築研究所　国立研究開発法人海上技術安全研究所　国立研究開発法人港湾空港技術研究所」に、「日本放送協会　電力広域的運営推進機関」に、「西部瓦斯株式会社」を「西部瓦斯株式会社　出光興産株式会社　太陽石油株式会社　東燃ゼネラル石油株式会社　南西石油株式会社　昭和シェル石油株式会社　コスモ石油株式会社　富士石油株式会社　ＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社」に、「エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社　ソフトバンクテレコム株式会社」を「エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社」に、「公益社団法人日本医師会　一般社団法人日本建設業連合会」を「公益社団法人日本医師会」に改める。

○内閣府告示第五十四号

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）第十八条の二第一項の規定に基づき、次の区域を平成二十七年三月三十一日付けで特定駐留軍用地跡地に指定したので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十七年四月一日　内閣総理大臣　安倍　晋三

施設及び区域の名称（施設番号）	特定駐留軍用地跡地の区域
キャンプ瑞慶覧（六〇四四）	キャンプ瑞慶覧の西普天間住宅地区の区域

○内閣府告示第二号
財務省告示第二号

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第二条の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件（昭和四十七年総理府告示第四号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年四月一日　内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

別表第二かぼちゃの項中「名護市」の下に「、竹富町」を加え、同表に次のように加える。

スターフルーツ	南風原町

○内閣府
財務省告示第三号

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第五号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件（平成二十年内閣府財務省告示第七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年四月一日　内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

第一号6⑵中「特定民間中心市街地活性化事業計画又は」を削る。

第一号9柱書き中「並びに」を「及び」に改め、同号9⑷中「新たに雇用を行う者」を「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）に定める特定被災区域において、新たに雇用を行う者」に改め、同号9中⑸、⑻及び⑼を削り、同号9⑹中「並びに」を「及び」に改め、「及び行おうとする者」を削り、同号9中⑹を⑸とし、⑺を⑹とし、⑽を⑺とする。

第一号12柱書き中「、公害防止」を「並びに公害防止」に改め、「並びに都市の低炭素化」を削り、同号12中⑸を削る。

第一号13を次のように改める。

13　自ら策定した事業継続計画に基づき、防災に資する施設等の整備を行う者に対する資金であって、中小企業による、災害発生時の事業継続の観点からの防災に資する施設等の整備を支援するためのもの

第二号中3を削り、4を3とし、5から8までを1ずつ繰り上げる。